

## 令和元年第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月30日(水) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(12人)  
農業委員 金田 起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人  
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳  
山本 賢一 太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 無し
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長  
議事録署名委員 堀 城 金田 起代子
6. 議 事
  - (1) 議案 第 35号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案 第 36号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案 第 37号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案 第 38号 農用地利用集積計画の同意について
  - (5) 報告 第 11号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

伊藤局長 すみません。研修に引き続きまして令和元年第10回の総会を開催いたします。

本日は、農業委員さんの出席者数は12名全員の出席ということで、本日の総会が成立したことをご報告いたします。

通常この後会長挨拶ということになりますが、先ほどご挨拶をいただいておりますので、そのまま進めさせていただきたいと思っております。

議長選出となっておりますけれども、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代会長 それでは、令和元年第10回の農業委員会総会を開会いたします。本日の議長を務めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという  
ことよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、堀委員さんと金田委員さんをお願いします。  
それでは、ただいまより議案審議を行います。  
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後  
から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということに  
なっています。確認委員さんには説明をお願いいたします。  
それでは、議案審議をお願いします。  
議案第35号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可  
申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長 それでは、申請番号1番について、確認委員は金田委員さんですので  
説明をお願いします。

金田委員 申請番号1番につきまして説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の  
所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は3筆  
合計の6,422㎡、耕作面積5,697㎡、申請面積6,422㎡。  
貸借形態は所有権有償。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小。  
家族2人です。権利の種類は売買です。よろしくをお願いします。

田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありま  
したらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明をさせていただきます。申請地  
までの通作距離は約2km、農業年数15年、農機具も所有し、主た  
る作物は、米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん  
方のご意見はありますか。

委 員 土地の所在地は神馬町とありますが、椿原町の間違いではないでしょ  
うか。

事務局 (申請書と登記簿を確認し) 椿原町ではなく神馬町で間違いありません。

田代議長 よろしいですか。

委員 登記簿まであれば神馬町にも所有しているのでしょうか。了解しました。

田代議長 よろしいですか。他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について確認委員は佃委員さんですので説明をお願いします。

佃委員 2番についてご説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積500㎡、耕作面積10,475㎡、申請面積は500㎡、貸借形態は所有権(有償)。譲受理由は相互交換、譲渡理由は自作地交換、家族1人、権利の種類は交換となっております。よろしく申し上げます。

田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明させていただきます。申請地までの通作距離は約35キロ、農業年数50年、農機具を所有し、主たる作物は米・玉ねぎになります。なお、通作距離が遠距離となりますが、申請人に3年間は耕作される意思を確認しています。また、権利の種類が交換となっていて、交換地は上天草市内の農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。次に申請番号3番について、確認委員は佐美三委員さんですので説明をお願いします。

佐美三委員 申請番号3番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田。登記面積950㎡、耕作面積16,361.01㎡、申請面積950㎡、貸借形態所有権有償です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族3名、権利の種類売買となっております。よろしくをお願いします。

田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明させていただきます。申請地までの通作距離は約500メートル、農業年数約15年、農機具を所有し、主たる作物は、米・みかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番と5番については関連しますので、一括して審議します。確認委員は佐美三委員さんですので説明をお願いします。

佐美三委員 申請番号4番と5番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田1筆、畑5筆1,366㎡、他1筆304㎡、計の6筆1,670㎡、耕作面積401㎡、申請面積1,670㎡、貸借形態所有権有償。譲受理由新規就農、譲渡理由経営縮小、家族3名、売買となっております。続きまして申請番号5番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記4筆とも田、登記面積合計の1,258㎡、耕作面積401㎡、申請面積1,258㎡、貸借形態所有権有償。譲受理由新規就農、譲渡理由経営縮小、家族3名、売買となっております。よろしくをお願いします。

田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号4番と5番について補足説明させていただきます。申請地までの通作距離は共に約500メートルで今回の申請許可後に新規就農予定です。農機具については家族が所有しているものを使用し、主たる作物は、米・じゃがいも・玉ねぎになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番と5番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので4番と5番については承認いたします。以上で議案第35号については5件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第36号、「農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、農地の所在は宇土地区ですが、谷山委員が詳細を把握していますので、谷山委員から説明をお願いします。

谷山委員 1番について説明いたします。申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況宅地、登記面積285㎡、転用目的貸農業用倉庫及び貸駐車場各1棟面積は184.47㎡になります。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明をさせていただきます。地図は6ページになります。申請人は熊本市に居住する個人です。申請農地は、申請人が経営する企業に隣接しています。この農地に申請人の父が、もみ殻置場とするため8年前に倉庫を建築し、その後申請人が車庫を建築しました。申請人は、父が倉庫を建築していたため申請地の地目が既に雑種地等になっているものと思っていたところ、宇土市が行った家屋調査により地目が田のままであることが判明し、今回の

申請となりました。なお、現時点では申請人が経営する企業と一体での活用がされていますので、本申請は始末書添付の案件となります。あお、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われませんが、「拡張に係る農地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲の敷地拡張」となり許可することは可能です。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。次に申請番号2番について、確認委員は中山委員ですので説明をお願いします。

中山委員 はい、2番について説明申し上げます。申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況も畑、登記面積1,163㎡、転用目的は太陽光発電施設1,163㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明をさせていただきます。地図は7ページです。申請人は岩古曾町に居住する個人です。申請農地は現在休耕農地の状態となっており、申請人の後継者もないことから農業以外での有効活用するため太陽光発電施設設置を考え、今回の申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

- 田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。以上で議案第36号について2件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に議案第37号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。
- 中山委員 はい、1番についてご説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記は田、現況は畑。登記面積は2筆合併せまして1,648㎡。権利の種類は所有権売買。転用目的は共同住宅2棟475.75㎡です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、申請番号1番につきまして補足説明させていただきます。地図は10ページです。申請人は、八代市に居住する個人です。共同住宅の建設を検討していたところ、申請地が国道3号線や松橋インターチェンジにも近く交通の便が良いこと、小学校や夜遅くまで営業している店舗棟が徒歩圏内に位置していることから多くの入居需要が見込まれ、住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお申請地は、宅地化の進んだ地域に隣接するおおむね10ヘクタール未満の区域内にあり、第2種農地と思われます。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。
- 中山委員 はい、2番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記は畑、現況も畑。登記面積290

m<sup>2</sup>。うち転用面積も同じく290m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権(無償)贈与です。転用目的は個人住宅84.38m<sup>2</sup>です。よろしく願います。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら願います。

事務局 はい、申請番号2番につきまして補足説明させていただきます。地図は11ページです。地図中の斜線部分が2番の申請農地を示しています。申請人は松原町に居住する個人です。現在借家住まいで、子の就学を控え以前より住宅を建築する土地を探していたところ、小学校や幹線道路、また実家が近く、住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお申請地は、宅地化の進んだ地域に隣接するおおむね10ヘクタール未満の区域内にあり、第2種農地と思われます。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 3番につきましてご説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況も畑。登記面積10m<sup>2</sup>。うち転用面積も同じく10m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権(有償)売買。転用目的は通路です。よろしく願います。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら願います。

事務局 はい、申請番号3番につきまして補足説明させていただきます。地図は引続き11ページです。地図中の黒線のみで囲んだ部分が3番の申



請農地を示しています。申請人はこの申請地に隣接して居住している個人です。住宅へ出入りする通路が狭いため、隣接する農地の一部を譲り受け、通路部分として利用するため、今回の申請となりました。なお申請地は、先ほど申し上げたとおり第2種農地と思われます。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。以上で、議案第37号については3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第38号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。議案第38号につきましては農業委員会の会議規則第12条に「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加することができない。」とありますので中山委員は体質をお願いします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、ご説明いたします。14ページをお開きください。番号57番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、合計面積10,458㎡で、令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の賃借権の設定となり、借賃は10アール当たり米60キロとなっております。番号58番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積3,482㎡で、令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の賃借権の設定となっており、借賃は10アール当たり12,000円となっております。番号59番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、合計面積3,660㎡で、令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の賃借権の設定となり、借賃は2筆で米3俵となっております。番号60番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積1,518㎡で、令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の賃借権の設定となっており、借賃は10アール当たり12,00

0円となっています。番号61番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田，合計面積2,746㎡で，令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の賃借権の設定となり，借賃は10アール当たり米60キロとなっております。番号62番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目3筆とも田，合計面積681㎡で，令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の賃借権の設定となっており，借賃は10アール当たり米60キロとなっております。番号63番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田，合計面積2,885㎡で，令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の賃借権の設定となり，借賃は10アール当たり米1俵となっております。番号64番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田，面積484㎡で，令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の賃借権の設定となっており，借賃は10アール当たり米1俵となっています。次に15ページをお開きください。こちらが今月の利用権設定等の状況一覧表となっております。次に16ページをお開き下さい。左側が今月の合計です。利用権の設定が25,914㎡となっています。右側が1月から10月までの累計です。利用権の設定は181,598㎡，所有権の移転は32,957㎡となっております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 すいません。58番の貸し手の苗字は間違いないでしょうか。

事務局 間違いありません。同じ下の名前の方がいらっしゃいます。

委員 そうなんですね。わかりました。

田代会長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしとのことで議案第38号については決定をいたします。中山委員に入室を伝えてください。次に報告第11号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題としま

す。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい、報告いたします。議案書の18ページをお開きください。番号1番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は2筆とも田、合計面積44㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年9月5日付け、賃貸人が自己管理することになったため、解約となっております。番号2番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目田、面積456㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年9月5日付け、賃貸人が自己管理することになったため、解約となっております。番号3番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目田、面積256㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年9月5日付け、賃貸人が自己管理することになったため、解約となっております。番号4番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は田と畑の各1筆、合計面積719㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年9月5日付け、賃貸人が自己管理することになったため、解約となっております。番号5番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目田、面積220㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年9月5日付け、賃貸人が自己管理することになったため、解約となっております。番号6番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は2筆とも田、合計面積464㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年9月5日付け、賃貸人が自己管理することになったため、解約となっております。番号7番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目田、面積431㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年9月5日付け、賃貸人が自己管理することになったため、解約となっております。番号8番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は3筆とも畑、合計面積1,359㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年9月5日付け、賃貸人が自己管理することになったため、解約となっております。番号9番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は3筆とも田、合計面積6,422㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年9月5日付け、賃貸人及び賃借人が農地法第3条に係る許可申請を行うことになったため、解約となっております。番号10番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目田、面積830㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年9月5日付け、賃貸人が自己管理することになったため、解約となっております。以上です。

田代議長 以上で、報告第11号につきましては事務局の報告を終わります。委員さんからご意見はありませんか。

委員 今回公社から返す農地が多いのですが、何か理由があるのでしょうか。

田代会長 今回多いのは、法人走瀉が借り受けていた農地で、当初農地を見ずに登記簿だけで規約を結んでおり、その中で耕作できない農地について整理を行っており、今回もそれで多く解約になっています。

委員 了解しました。

田代会長 ほかにありませんか。

全委員 意義なし。

田代議長 異議なしとのことで報告を終わります。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたします。その他、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 ありません。

佐美三副会長 皆さんお疲れ様でした。研修会から長時間にわたりお疲れ様でした。以上で令和元年第10回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 堀 城 印

議事録署名人 金田 起代子 印